

評価方法基準〔本文〕(改正案)

改正案	現行																								
<p>2 火災時の安全に関すること</p> <p>2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)</p> <p>(1) 適用範囲 新築住宅及び既存住宅について適用する。</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 評価事項</p> <p>① この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居住者による当該評価対象住戸において発生した火災(以下「自住戸火災」という。)の早期の覚知のしやすさとする。</p> <p>② 各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる措置が講じられていることとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(い)</th> <th style="text-align: center;">(ろ)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">講じられている措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>自住戸火災のうち、<u>すべての</u>台所及び居室等で火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>自住戸火災のうち、<u>すべての</u>台所及び居室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>自住戸火災のうち、<u>すべての</u>台所及び寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td><u>自住戸火災のうち、すべての寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価基準(新築住宅)</p>	(い)	(ろ)	等級	講じられている措置	4	自住戸火災のうち、 <u>すべての</u> 台所及び居室等で火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。	3	自住戸火災のうち、 <u>すべての</u> 台所及び居室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。	2	自住戸火災のうち、 <u>すべての</u> 台所及び寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。	1	<u>自住戸火災のうち、すべての寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。</u>	<p>2 火災時の安全に関すること</p> <p>2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)</p> <p>(1) 適用範囲 新築住宅及び既存住宅について適用する。</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 評価事項</p> <p>① この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居住者による当該評価対象住戸において発生した火災(以下「自住戸火災」という。)の早期の覚知のしやすさとする。</p> <p>② 各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる措置が講じられていることとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(い)</th> <th style="text-align: center;">(ろ)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">講じられている措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>自住戸火災のうち、台所及び<u>すべての居室で発生した火災</u>を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>自住戸火災のうち、台所及び<u>すべての居室で発生した火災</u>を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>自住戸火災のうち、台所及び<u>1以上の居室で発生した火災</u>を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価基準(新築住宅)</p>	(い)	(ろ)	等級	講じられている措置	4	自住戸火災のうち、台所及び <u>すべての居室で発生した火災</u> を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。	3	自住戸火災のうち、台所及び <u>すべての居室で発生した火災</u> を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。	2	自住戸火災のうち、台所及び <u>1以上の居室で発生した火災</u> を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。	1	二
(い)	(ろ)																								
等級	講じられている措置																								
4	自住戸火災のうち、 <u>すべての</u> 台所及び居室等で火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。																								
3	自住戸火災のうち、 <u>すべての</u> 台所及び居室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。																								
2	自住戸火災のうち、 <u>すべての</u> 台所及び寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。																								
1	<u>自住戸火災のうち、すべての寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。</u>																								
(い)	(ろ)																								
等級	講じられている措置																								
4	自住戸火災のうち、台所及び <u>すべての居室で発生した火災</u> を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。																								
3	自住戸火災のうち、台所及び <u>すべての居室で発生した火災</u> を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。																								
2	自住戸火災のうち、台所及び <u>1以上の居室で発生した火災</u> を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されていること。																								
1	二																								

改正案	現行
<p>イ 等級4</p> <p><u>住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下「住警器等規格省令」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の感知警報装置（すべての感知を行う部分からすべての警報を行う部分へ火災信号を送ることができるものに限る。以下「住宅用防災報知設備等」という。）</u>について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。</p> <p>① 感知を行う部分</p> <p>a 設置場所</p> <p>(i) <u>階段及び廊下以外</u></p> <p>感知を行う部分が、すべての居室（台所及び天井から0.4m以上突出したはり等によって区画された居室の部分で、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（以下「台所等」という。）を除く。2-1において同じ。）<u>及び台所等に設置されていること。</u></p> <p>(ii) <u>階段及び廊下</u></p> <p><u>階段及び廊下（共同住宅等の共用の階段及び廊下を除く。）</u>については、<u>感知を行う部分が、次の住宅の部分に設置されていること。</u></p> <p>(a) <u>寝室（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の7第1項第1号イに規定する就寝の用に供する居室をいう。以下同じ。）が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この(ii)において同じ。）の上端。</u></p> <p>(b) <u>寝室が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報</u></p>	<p>イ 等級4</p> <p><u>自動火災報知設備（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条から第24条の2までに規定するものをいう。）その他の感知警報装置（すべての感知を行う部分からすべての警報を行う部分へ火災信号を送ることができるものに限る。以下「自火報等」という。）</u>について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。</p> <p>① 感知を行う部分</p> <p>a 設置場所</p> <p>感知を行う部分が、すべての居室（台所及び天井から0.4m以上突出したはり等によって区画された居室の部分で、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（以下「台所等」という。）を除く。2-1において同じ。）、<u>台所等及び階段に設置されていること。</u></p>

改正案	現行																								
<p><u>器（住警器等規格省令第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）又は住宅用防災報知設備の感知器が設置されている場合を除く。）。</u></p> <p><u>(c) 寝室が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端</u></p> <p><u>(d) (i)及び(ii)(a)から(c)までの規定により感知を行う部分が設置される階以外の階のうち、床面積が7㎡以上である居室が5以上存する階（以下この(d)において「当該階」という。）の次のいずれかの部分。</u></p> <p><u>(i) 廊下</u></p> <p><u>(ii) 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端</u></p> <p><u>(iii) 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端</u></p> <p>b 種別</p> <p>感知を行う部分が、次の表の(い)項に掲げる設置場所に応じ、(ろ)項に掲げる種別のものであること。ただし、天井高さ4m以上の居室の天井に設置されるものにあつては、煙式のものであること。</p> <table border="1" data-bbox="363 1469 778 2051"> <thead> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室</td> <td>熱式のもの又は煙式のもの</td> </tr> <tr> <td>台所等</td> <td>熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの</td> </tr> <tr> <td>階段及び廊下</td> <td>煙式のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	設置場所	種別	居室	熱式のもの又は煙式のもの	台所等	熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの	階段及び廊下	煙式のもの	1 差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。		<p>現行</p> <p>b 種別</p> <p>感知を行う部分が、次の表の(い)項に掲げる設置場所に応じ、(ろ)項に掲げる種別のものであること。ただし、天井高さ4m以上の居室の天井に設置されるものにあつては、煙式のものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1023 1469 1437 2051"> <thead> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室</td> <td>熱式のもの又は煙式のもの</td> </tr> <tr> <td>台所等</td> <td>熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>煙式のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	設置場所	種別	居室	熱式のもの又は煙式のもの	台所等	熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの	階段	煙式のもの	1 差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。	
(い)	(ろ)																								
設置場所	種別																								
居室	熱式のもの又は煙式のもの																								
台所等	熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの																								
階段及び廊下	煙式のもの																								
1 差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。																									
(い)	(ろ)																								
設置場所	種別																								
居室	熱式のもの又は煙式のもの																								
台所等	熱式のもので差動式以外のもの又は煙式のもの																								
階段	煙式のもの																								
1 差動式とは、周囲の温度の上昇率が一定の率以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。																									

改正案	現行
<p>2 差動式の感知性能及び定温式（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。）の感知性能を併せもつものにあつては、いずれかの感知性能が基準に適合するものであること。ただし、当該設置場所において非火災報を発するおそれがある感知性能を有しないものであること。</p> <p>c 取付け位置  <u>感知を行う部分は、換気口等の空気吹出し口から 1.5m 以上離れた位置で、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この c において同じ）の次のいずれかの位置に設けること。</u>  <u>(i) 壁又ははりから 60cm 以上離れた天井の屋内に面する部分。</u>  <u>(ii) 天井から下方 15cm 以上 50cm 以内の位置にある壁の屋内に面する部分。</u></p> <p>d 感度等  感知を行う部分の感度等が、次に掲げる基準に適合していること。  <u>(i) 住宅用防災報知設備にあつては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器等規格省令」という。)第 17 条に規定する光電式スポット型感知器の 1 種又は 2 種の試験に適合する感度であること。</u>  <u>(ii) 自動火災報知設備(消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号) 第 23 条から第 24 条の 2 までに定めるものをいう。以下同じ。)にあつては、感知器等規格省令第 16 条に規定するイオン化式</u></p>	<p>2 差動式の感知性能及び定温式（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災信号を発信する形式をいう。）の感知性能を併せもつものにあつては、いずれかの感知性能が基準に適合するものであること。ただし、当該設置場所において非火災報を発するおそれがある感知性能を有しないものであること。</p> <p>c 取付け位置  <u>感知を行う部分の取付け位置が、次に掲げるところによること。</u>  <u>(i) 設置場所の天井面の中央付近に設置されていること。</u>  <u>(ii) (i)によることが困難な場合にあっては、天井に設置する場合と同等の感知が可能であると確かめられたものが天井面の下 15cm から 50cm までの範囲の壁面に設置されていること。</u></p> <p>d 感度等  感知を行う部分の感度等が、次に掲げる基準に適合していること。</p>

改正案	現行
<p><u>スポット型感知器又は感知器等規格省令第17条に規定する光電式スポット型感知器の1種、2種又は3種（居室、廊下及び階段の上方で天井高さ4m以上の場所に設置する場合にあっては、1種又は2種）の作動試験（ただし、作動までの時間を1分以内としたものとする。）及び1種の不作動試験に適合する感度であること。</u></p> <p><u>(iii) 熱式のものにあっては、感知器等規格省令第12条に規定する差動式スポット型感知器の2種の作動試験及び1種の不作動試験に適合する感度又は感知器等規格省令第14条に規定する定温式感知器の特種65度の作動試験（ただし、作動までの時間を40秒以内としたものとする。）及び特種60度の不作動試験に適合する感度であること。</u></p> <p><u>(iv) 感度を調整する機能を有するものの感度調整範囲が、住宅用防災警報器又は感知器の種別に応じ(i)から(iii)までに定める感度の範囲内であること。</u></p> <p><u>(v) 不燃性又は難燃性の外箱で覆われていること。</u></p> <p><u>(vi) 気流、外光等により非火災報を発しないよう措置されていること。</u></p> <p><u>(vii) イオン化式スポット型感知器その</u></p>	<p><u>(i) 熱式のものにあっては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）第12条に規定する差動式スポット型感知器の2種の作動試験及び1種の不作動試験に適合する感度又は感知器等規格省令第14条に規定する定温式感知器の特種65度の作動試験（ただし、作動までの時間を40秒以内としたものとする。）及び特種60度の不作動試験に適合する感度であること。</u></p> <p><u>(ii) 煙式のものにあっては、感知器等規格省令第16条に規定するイオン化式スポット型感知器又は感知器等規格省令第17条に規定する光電式スポット型感知器の1種、2種又は3種（居室、廊下及び階段の上方で天井高さ4m以上の場所に設置する場合にあっては、1種又は2種）の作動試験（ただし、作動までの時間を1分以内としたものとする。）及び1種の不作動試験に適合する感度であること。</u></p> <p><u>(iii) 感度を調整する機能を有するものの感度調整範囲が、感知器の種別に応じ(i)又は(ii)に定める感度の範囲内であること。</u></p> <p><u>(iv) 不燃性又は難燃性の外箱で覆われていること。</u></p> <p><u>(v) 気流、外光等により非火災報を発しないよう措置されていること。</u></p>

改正案	現行
<p><u>他の放射性同位元素を使用する機器であって放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 69 号)第 3 条第 1 項の規定の適用を受けるものは、同法第 12 条の 5 第 1 項に規定する「表示付特定設計認証機器」であること。</u></p> <p>② 警報を行う部分 次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>a 警報を行う部分の中心から 1 m 離れた位置における音圧(cにおいて単に「音圧」という。)が 70 dB 以上で、1 分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他の警報を行う部分が評価対象住戸内に設けられていること。</p> <p>b 評価対象住戸が 2 以上の階を有する場合にあつては、各階(居室を有する階に限る。)ごとに警報を行う部分が設けられていること。</p> <p>c 警報を行う部分が、各階ごとにその全域に有効に火災警報音を伝えることができるように設けられていること。なお、警報を行う部分が、次に掲げるものである場合にあつては、次のそれぞれに掲げる床面積当たり 1 以上、警報を行う部分が設けられていること。</p> <p>(i) aに規定するもの 150 m<sup>2</sup></p> <p>(ii) 音圧が 85 dB 以上で、1 分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他のもの 350 m<sup>2</sup></p> <p>□ 等級 3 <u>住宅用防災警報器その他これに類するもの(以下「住警器等」という。)</u>について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。</p>	<p>② 警報を行う部分 次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>a 警報を行う部分の中心から 1 m 離れた位置における音圧(cにおいて単に「音圧」という。)が 70 dB 以上で、1 分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他の警報を行う部分が評価対象住戸内に設けられていること。</p> <p>b 評価対象住戸が 2 以上の階を有する場合にあつては、各階(居室を有する階に限る。)ごとに警報を行う部分が設けられていること。</p> <p>c 警報を行う部分が、各階ごとにその全域に有効に火災警報音を伝えることができるように設けられていること。なお、警報を行う部分が、次に掲げるものである場合にあつては、次のそれぞれに掲げる床面積当たり 1 以上、警報を行う部分が設けられていること。</p> <p>(i) aに規定するもの 150 m<sup>2</sup></p> <p>(ii) 音圧が 85 dB 以上で、1 分間以上継続して火災警報音を発生することができるか、又はこれと同等の性能を有する音響装置その他のもの 350 m<sup>2</sup></p> <p>□ 等級 3 <u>住宅用火災警報器(住宅の火災により生ずる熱、煙を利用して自動的に火災の発生を感知し、当該警報器の設置場所又はその設置場所の近隣にいる者に火災が発生した旨の警報を発することができるものをいう。)</u>その他これに類するもの(以下「住警器等」という。)について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合してい</p>

改正案	現行
<p>① 感知を行う部分</p> <p>a 設置場所 <u>イ①a に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>b 種別 <u>イ①b に掲げる基準に適合していること。ただし、寝室に設置されるものにあつては、煙式のものであること。</u></p> <p>c 取付け位置 <u>イ①c に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>d 感度等 <u>感知を行う部分の感度等が、次に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>(i) <u>イ①d に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>(ii) <u>住宅用防災警報器にあつては、住警器等規格省令第7条に定める光電式住宅用防災警報器の試験に合格する感度であること。</u></p> <p>② 警報を行う部分 <u>次に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>a <u>イ②a に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>b <u>警報を行う部分が、各感知を行う部分の存する階において当該感知を行う部分に有効に火災警報音を伝えることができるように設けられていること。</u></p> <p>ハ 等級2 <u>住宅用防災報知設備等又は住警器等について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。</u></p> <p>① 感知を行う部分</p> <p>a 設置場所</p> <p>(i) <u>階段及び廊下以外</u> <u>感知を行う部分が、すべての寝室及び台所等に設置されていること。</u></p> <p>(ii) <u>階段及び廊下</u> <u>イ①a (ii) に掲げる基準に適合し</u></p>	<p>るか、又はこれと同等の性能を有すること。</p> <p>① 感知を行う部分 <u>イ①の a から d までに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>② 警報を行う部分 <u>イ②a に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>ハ 等級2 <u>自火報等又は住警器等について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。</u></p> <p>① 感知を行う部分</p> <p>a 設置場所 <u>廊下、階段又は居室のいずれか1カ所以上及びすべての台所等に設置されていること。</u></p>

改正案	現行
<p><u>ていること。</u></p> <p>b 種別 <u>ロ①bに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>c 取付け位置 <u>イ①cに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>d 感度等 <u>ロ①dに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>② 警報を行う部分 <u>ロ②に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>三 等級1 <u>住宅用防災報知設備等又は住警器等について、評価対象住戸内の感知を行う部分及び警報を行う部分が、次に掲げる基準に適合しているか、又はこれと同等の性能を有すること。</u></p> <p>① 感知を行う部分</p> <p>a 設置場所</p> <p>(i) <u>階段及び廊下以外</u> <u>感知を行う部分が、すべての寝室に設置されていること。</u></p> <p>(ii) <u>階段及び廊下</u> <u>イ①a(ii)に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>b 種別 <u>ロ①bに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>c 取付け位置 <u>イ①cに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>d 感度等 <u>ロ①dに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>② 警報を行う部分</p>	<p>b 種別</p> <p>(i) <u>イ①bに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>(ii) <u>廊下に設置されるものにあつては、煙式のものであること。</u></p> <p>c 取付け位置</p> <p>(i) <u>イ①cに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>(ii) <u>2以上の階を有する評価対象住戸の廊下に設置する場合にあつては、階段付近に設けられていること。</u></p> <p>d 感度等 <u>イ①dに掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>② 警報を行う部分 <u>イ②aに掲げる基準に適合していること。</u> <u>ただし、自火報等にあつては、警報を行う部分が、感知を行う部分が設けられた場所の近傍に有効に報知できるように設けられていること。</u></p>



改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ロ②に掲げる基準に適合していること。</u></p> <p>(4) 評価基準（既存住宅）</p> <p>イ 等級4</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等（消防法第17条の3の3の規定による点検のうち直近のもの記録を含む。）に記載された内容が、(3)のイに掲げる基準に適合していること。</p> <p>② 昭和50年消防庁告示第14号に規定する方法（消防法第17条の3の3の規定により点検を行うべき防火対象物である評価対象建築物にあっては、同条の規定によるものに限る。）のうち、過去の一定期間（昭和50年消防庁告示第3号に規定する点検の期間をいう。以下同じ。）以内に行われたもの（住警器にあっては、当該感知警報装置の作動を有効に確認できる方法の点検）により、①に掲げる基準の対象となる感知警報装置が作動することが確かめられたものであること。</p> <p>ロ 等級3</p> <p>イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)のイ」とあるのは、「(3)のロ」とする。</p> <p>ハ 等級2</p> <p>イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)のイ」とあるのは、「(3)のハ」とする。</p> <p>ニ 等級1</p> <p><u>イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)のイ」とあるのは、「(3)のニ」とする。</u></p>	<p>(4) 評価基準（既存住宅）</p> <p>イ 等級4</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等（消防法第17条の3の3の規定による点検のうち直近のもの記録を含む。）に記載された内容が、(3)のイに掲げる基準に適合していること。</p> <p>② 昭和50年消防庁告示第14号に規定する方法（消防法第17条の3の3の規定により点検を行うべき防火対象物である評価対象建築物にあっては、同条の規定によるものに限る。）のうち、過去の一定期間（昭和50年消防庁告示第3号に規定する点検の期間をいう。以下同じ。）以内に行われたもの（住警器にあっては、当該感知警報装置の作動を有効に確認できる方法の点検）により、①に掲げる基準の対象となる感知警報装置が作動することが確かめられたものであること。</p> <p>ロ 等級3</p> <p>イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)のイ」とあるのは、「(3)のロ」とする。</p> <p>ハ 等級2</p> <p>イに掲げる基準に適合していること。この場合において、イ①中「(3)のイ」とあるのは、「(3)のハ」とする。</p>